国から公益法人が権限付与を受けて行う事務・事業の評価書(要旨)

1. 評価の目的

法令等に基づき、国から指定・認定・登録等を受けることにより、公益法人 (注)が国からの権限付与を受けて行う事務・事業の必要性について、定期的な検証を行うものである。

(注) 公益法人制度改革により、平成20年12月1日以降、従来の公益法人(旧民法(明治29年法律第89号) 第34条に基づき設立された社団法人及び財団法人)は、25年11月末までに公益社団法人、公益財団法人、一 般社団法人及び一般財団法人のいずれかに移行するまでの間は、「特例民法法人」となる。

2. 実施根拠

- 〇 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成 14 年 3 月 29 日閣 議決定)
- 〇 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設 審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準(平成 18 年 8 月 15 日閣議 決定)

<事務・事業の定期的検証>

・少なくとも3~5年ごとに政策評価(行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。)を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。

3. 評価対象

上記の平成14年及び18年閣議決定に基づいて政策評価を実施しなければならない事務・事業のうち、今年度評価を行う必要がある事務・事業 ※別紙に掲げる18事務・事業 (12法人が実施)

4. 評価結果(案)

別紙に掲げる事務・事業について必要性等を検証した結果、今後も引き続き、 当該公益法人による事務・事業の実施を継続することが必要と評価した。

	権限付与の根拠法令		
事務・事業の内容	法令名	条項	→ 事務・事業を行う法人名
放射線取扱施設の施設検査、 定期検査		第12条の8第1項	
放射線取扱施設の定期確認		第12条の10	
放射性同位元素等に係る運搬物確認		第18条第2項	財団法人 原子力安全技術センタ
放射性同位元素装備機器の設 計認証等		第12条の2第1項	
放射線取扱主任者試験	放射性同位元素等による放射線 障害の防止に関する法律	第35条第2項	
放射線取扱主任者になるための資格講習		第35条第2項	財団法人 原子力安全技術センタ 一 社団法人 日本アイソトープ協会 財団法人 電子科学研究所
放射線取扱主任者に係る定期 講習		第36条の2第1項	財団法人 原子力安全技術センター 社団法人 日本アイソトープ協会 財団法人 電子科学研究所 社団法人 日本放射線技師会
放射線業務従事者に係る放射 線管理記録(線量記録、健康診 断記録)の管理保管	放射線同位元素等による放射線 障害の防止に関する法律施行規 則	第20条第4項第7号ただし書、 第22条第2項第3号ただし書、 第26条第1項第9号	
試験研究用原子炉等の放射線 管理記録の管理保管	試験研究の用に供する原子炉等 の設置、運転等に関する規則	第6条第5号	
	核燃料物質の使用等に関する規則	第2条の11第5項	
	核原料物資の使用に関する規則	第3条第5項	
特定放射光施設の共用促進	特定先端大型研究施設の共用 の促進に関する法律	第8条第1項	財団法人 高輝度光科学研究センター
国際規制物質の使用の状況に 関する情報の解析その他の処 理業務	核原料物質、核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律	第61条の10	財団法人 核物質管理センター
スポーツ振興投票の対象となる サッカーの試合を開催すること、 試合結果の確定及びその通知 を行うこと、選手、監督及びコー チ並びに審判員の登録及び登 録の抹消を行うこと、サッカーの 試合の競技規則を定めること	スポーツ振興投票の実施等に関する法律	第23条	社団法人 日本プロサッカーリーグ
私的録音補償金を受ける権利 の行使	著作権法	第104条の2	一般社団法人 私的録音補償金管 理協会
私的録画補償金を受ける権利 の行使		第104条の2	一般社団法人 私的録画補償金管 理協会
実演家に係る商業用レコードの 二次使用料の徴収及び分配業 務		第95条第5項	社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家に係る商業用レコードの 貸与に係る報酬の徴収及び分 配業務		第95条の3第4項	
レコード製作者に係る商業用レ コードの二次使用料の徴収及び 分配業務		第97条第3項	一般社団法人 日本レコード協会
レコード製作者に係る商業用レ コードの貸与に係る報酬の徴収 及び分配業務		第97条の3第4項	